

5 福薬業発第 2 2 8 号  
令和 5 年 8 月 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 永嶋 友洋

**オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について  
(居宅等におけるオンライン資格確認)**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認の導入の原則義務付けに関するご連絡等につきましては、令和 5 年 8 月 7 日付け 5 福薬業発第 2 2 3 号ほかにてお知らせしているところです。

今般、オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係・医療機関等向けポータルサイトに、居宅等に関する Q & A が追加されました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

**◆掲載場所**

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」

トップページ > 令和 5 年 4 月からオンライン資格確認導入が原則として義務付けられます

(ページ内の「オンライン資格確認の原則義務化、経過措置等に関するよくあるご質問」

> 「4. オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について」Q20 と Q21 が追加)

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html#yuuyotodokede>